NO. 7

○ /7 | 口 発行 東京外環道訴訟を ▼ 支える会

住宅の真下にトンネルいらない!

# 第5回口頭弁論(2019.5.14)

### ◆大深度法違反の事業を3人目の裁判長に訴える

東京外環道訴訟の第5回口頭弁論が、2019年5月14日 (火)14時から東京地裁103号法廷で開かれました。 多くの方の傍聴に感謝いたします。



裁判長が3人目の鎌野真敬裁判長に交代したため 「弁論更新」が行われ、弁護団(武内更一弁護士・遠 藤憲一弁護士)が数枚の図表を用いて大深度法違反の 事業、地下トンネル工事の危険性、環境破壊など原告 の主張の要点を陳述しました。また、これまで意見陳 述をした原告のうち1名が、**幸せな暮らしを危険なトン ネルで奪わないで下さいと訴え**ました。

その後、新たに意見陳述する原告が、野川の酸欠気 泡噴出付近に中州が出現、地震のような振動など、さ まざまな異変が地表に続出していると陳述しました。

前回被告の「酸欠気泡は危険ではない」との準備書面に対し、原告側は客観的根拠を求めました。「回答不要」とする被告側に対し、次回、説明責任を果たすこと、もしくは、「回答不能」と回答するよう求めました。

次回9月9日第6回口頭弁論で原告側は、今回被告から提出された準備書面に反論予定です。

### ◆報告集会で情報共有(於:衆議院第2議員会館)

約50名の参加があり、両弁護士から**傍聴が力になる**との言葉、法廷でのやり取りの説明などが行われました。また国会議員より、国交省から聞き取った振動被害の資料提供があり、道路やリニア新幹線問題で活動されている方々の発言も共有できた、有意義な集会でした。

# 原告の思い

籠谷 清

# 地表に異変続出、地下から悲鳴!

#### 酸欠気泡の野川に中州

東名ジャンクション立坑から発進した2本のシール ドマシンは、昨年5月から野川に酸欠気泡を噴出させま したが、11月には、その付近に中州ができ、地盤隆起が 疑われています。地盤変動測定値を公表すべきです。

#### 住宅に振動、騒音

1月から住宅地下を掘進し、多数の振動の苦情に加え、騒音の訴えがあり業者を呼んで調査し、シールドマシンのカッターの回転・停止に対応して騒音が発生・停止することを確認。しかし工事は



騒音を調査する業者

中止要請を無視して続行。騒音は3週間も続いています。

## 地層が変わっても気泡シールド工法は採用するな!

7月26日時点で1本は、1895m掘り進み、小田急線の地下を通過。事業者は、酸欠気泡の発生対策として、北多摩層では「空気を使用しない方法」に変更したが、狛江市付近で東久留米層に変わると、「添加材や圧力を調整し、安全な掘進方法を確認しながら掘進」と称して、住民説明会をしないまま、再び気泡シールド工法による掘進を企んでいます。

しかし、致死レベルの酸欠空気が噴出したり、地中

に滞留し、将来噴出する恐れがあり、気泡シールド工法は 絶対に許されません。

地表や地中に影響を与え、 住民の健康・生命・財産を脅 かす、違憲・違法な大深度ト ンネル事業は無効です。



2019年7月5日 中州に草が繁茂。安定的な存在を示す

傍聴に来てください 東京外環道訴訟 第6回口頭弁論 2019年 **9**月**9**日(月) 14:00~14:30

東京地裁103号法廷

地下鉄東京メトロ「霞ヶ関」駅 A1出口

終了後15時~報告集会開催

会場:衆院第2議員会館第 | 会議室

# 第5回口頭弁論 弁論更新の要点

# 武内更一弁護士の弁論

裁判長が交代したので口頭弁論の更新(やり直し) を行うが、重要な点のみ口頭で指摘する。

### 権利者に無承諾・無補償で地下を使わせるのは 憲法29条違反

大深度法は、国土交通大臣の認可により、事業の施行者に、原則として大深度地下を土地の権利者の承諾無く、無補償で使用できる権利を設定する。これは、財産権の保障と公共的使用の場合でも「正当な補償」をすることを定めた憲法29条に違反している。

大深度法の立法について検討した有識者会議は、大深度地下は通常使用されることがなく、土地の権利者に損失を与える可能性が低いので、原則無承諾・無補償としても合憲だと答申した。しかし、その前提がそもそも成り立たないか、または崩壊している。

そもそもシールドマシンによる地下トンネル掘削工 事は、決して成熟した技術ではなく、工事自体の事故 や、工事中・工事後に地表の陥没や地盤沈下が発生し た事例がいくつもある。(前号参照)

### トンネル掘削現場の地上の川面にジェットバス のように空気が噴出

本件工事でも、2018年5月、シールドマシンによる 掘削部の上部の「野川」の水面に、ジェットバスのよ

うに空気が噴き出した。 この空気がトンネル掘 削現場から出たことは 事業者も認めている。 地下40m以深と地表が 直結しているのであり、 今後の出水事故や地面



野川に噴出する酸欠気泡

の陥没・沈下、地盤の緩みなどのおそれがある。

#### 出ていた気体は致死レベルの酸欠空気

しかもその空気は土中の鉄分により酸素を奪われ、 地表での酸素濃度は1.5%~6.4%しかなく(通常は約21 %)、人が吸えば即死するレベル。国は、大気中に拡散 するので安全というが、<u>住宅の地下室やマンホールに</u> 溜まれば重大事故につながる。

### 地下40m以深での工事による振動・騒音も

シールドマシンの先端部が住宅地の下に入った途端、工事直上や周辺の住人から、振動や騒音があったとの苦情が続出している。

「大深度地下の使用は 地上の権利者に損失を与えない」という合憲論の前提は既に崩れた。大深度法は憲法違反の無効な法令であり、本件認可も無効である。

# 遠藤憲一弁護士の弁論

#### 1 外環道に「公益上の必要性」はない。

人口減少、高齢化社会の現実を無視して交通量増大を 想定した事業計画におよそ「公共性」はない。60分を12 分とする「時間短縮効果」も机上の計算でしかない。都 心環状経由や首都高速中央環状経由の方が早いという計 算結果もある。外環道を1メートル1億円も注ぎ込んで 造る必要性も合理性もまったくない。まともな震災復興 さえできず深刻な放射能汚染の状態を隠蔽し、社会福祉 予算も削減の一途をたどる中で本件事業に1兆6000 億円も投資するのはまったくの無駄遣い。ゼネコン、資 本の利権に「公益」の衣を被しているにすぎない。

#### 2 外環道は環境の大破壊をもたらす。

外環道は人間の生活に最も重要な空気、水、土、緑を汚

染する。巨大地下トンネルの建設は、一寸先は闇の危険が埋まっている。現に地下トンネルによる、地盤陥没や、水涸れなどが全国各地で発生している。本件ではこれら環境破壊の問題について徹底的に究明されなければならない。被告らは、「環境影響評価」に唯一依拠して危険はないと強弁している。しかし、その環境影響評価書では肝腎な部分



かりせき

<u>のデータが開示されていない。</u>国は、原告らの主張に対し、 認否を巧妙に避けている。都合の悪い部分に蓋をしたまま 議論を進めることは許されない。

## 3 裁判所は、「環境影響評価書」にそう書いて あるからそれでよい、議論は終わりだといわんば かりの国の主張に引きずられてはならない。

最近、野川の酸欠空気噴出が大問題となった。これについて国は、裏付け資料も出さずに「原告の抽象的危惧感」だとし、「有意な影響を及ぼすものではない」と言っている。このような対応は許されるものではない。もとより本件行政処分が適法であることの立証責任は、被告らにすべてある。このことを裁判所は銘記して審理を進められるよう訴える。

#### 訂正して、お詫びいたします

ニュース NO.6(4月10日発行) p 2

- (誤)橋本良仁さん(道路<u>問題</u>全国連絡会事務局長)
- (正)橋本良仁さん(道路住民運動全国連絡会事務局長)

「東京外環道訴訟を支える会」 http://nongaikan.sblo.jp/ゆうちょ銀行 0一九(ゼロイチュウ)店 当座 0392387 郵便振替口座00150-0-392387 年会費1000円 カンパ歓迎問合せ先: 090-6024-8959

(東京外環道訴訟を支える会事務局・かごたに)